

頼りになるのは

「互近助」さん



「助ける」というのは、実際に手を差し出して命を救うことだけではありません。隣近所の安否確認をしたり、避難をするときに声を掛けたりすることも「助ける」ということです。

普段から近くに体の不自由な人や高齢者、病気の人がいれば、さりげなく見守り、声をかける。また、自分自身が高齢者であっても、元気であれば要配慮者の代わりに助けを求めたり通報したりすることはできません。

災害時にはご近所や地域のつながりといった「互近助」が多く命を助けることに結びつきます。「公助ではできないところを共助でやる」「地域だからできること、地域がやらなければいけないことがある」と一人一人が積極的に捉えていくことが大切です。

## 「避難行動要支援者」の登録

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「要配慮者」です。有田川町では、そのような人の情報を事前に登録し、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有して、災害対策に役立てています。

災害時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いが大切です。日頃から要配慮者の所在把握や、避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災につながります。

### 「避難行動要支援者」登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
  - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人
  - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護3以上の判定を受けている人
  - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級又は2級の人
  - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の人
  - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
  - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ※ 上記に該当する人で、かつ下記項目に該当する人が対象になります。
- ・ 在宅の人であって、災害時に自力避難が困難な人
  - ・ 自身の避難支援に係る個人情報を自治会などへ提供することに同意した人

### 登録申請の方法

やすらぎ福祉課（金屋庁舎）、もしくは自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者へご連絡ください。

その後、町の調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。

※すでに登録済みの方は再登録不要です。

### 地域の絆で要配慮者を守ろう 「個別避難支援計画（個別計画）」の作成

避難行動要支援者名簿に登録されている要配慮者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象者とし、個別計画を作成します。

個別計画とは、個別計画対象者に避難情報などを伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

#### ● 個別計画作成方法

個別計画対象者と自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが相談しながら個別計画を作成します。



### ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。

災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援が受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。